

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課（土壤汚染対策グループ） (06-6615-7926)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	汚染土壤の適正な運搬・処理のための措置命令
概要	土壤汚染対策法では、汚染土壤の運搬に際し、特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、相当の期限を定めて、運搬を行った者等に対し、当該汚染土壤の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命じます。
根拠法令等 及び条項	土壤汚染対策法第19条、第17条、第18条第1項 土壤汚染対策法施行規則第65条 (https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html)
処分基準	<p>法第17条の規定に違反して汚染土壤を運搬した場合又は第18条に違反して汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなかった場合</p> <p>○土壤汚染対策法第17条</p> <p>要措置区域等外において汚染土壤を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壤の運搬に関する基準（施行規則第65条）に従い、当該汚染土壤を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。</p> <p>○土壤汚染対策法第18条第1項</p> <p>汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合 二 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壤を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域と土壤の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域 ロ 当該自然由来等土壤があつた土地の地質と同じであるとして環境省令に定める基準に該当する自然由来等形質変更時要届出区域 三 一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において、一の要措置区域から搬出された汚染土壤を他の要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を他の形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合 四 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合 五 汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合 <p>○運搬に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 運搬は、次のように行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するためには必要な措置を講ずること。 ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000317461.html
備考	